





## 犯罪被害者の方への公費負担制度のご案内

警察では、犯罪被害に遭われた方への費用を公費により支出し、被害者の方への精神的・経済的な負担の軽減を図っています。

- 診断書料(検案書料を含む。)**  
身体犯罪の被害に遭われた方で、警察活動において、診断書が必要な場合に支出します。
- 初診料**  
身体犯罪の被害に遭われた方で、警察活動に必要な診断書を取るために、医師の診察等が必要な場合に支出します。
- 検査料**  
レントゲン代、CT代
- 初診料(諸費用含む。)、検査等費用、再診料、緊急避妊措置料、人工妊娠中絶費用**  
性犯罪被害に遭われた方で、警察活動において、医師の診察等が必要な場合の初診料や性感染症等の検査費用などを支出します。
- カウンセリング費用**  
犯罪被害に遭われた方等が、自ら精神科医・臨床心理士等の診察やカウンセリングを受けられた場合の診療やカウンセリング費用を支出します。
- 一時的な避難場所の費用**  
犯罪被害により自宅が破壊されるなど、物理的に居住が物理的に困難となる場合や、捜査活動に長時間を要する場合など、緊急かつ一時的な避難場所として、宿泊施設の費用を支出します。
- 相談施設借り上げ費用**  
性犯罪や暴力団犯罪、ひき逃げ事件等の被害者や被害関係者等の方で、警察施設以外の施設で被害相談・事情聴取などを希望される方に支出します。
- ハウスクリーニング費用**  
犯罪被害により自宅等の家屋が汚損した場合、家屋の清掃に必要な費用を支出します。
- 遺体搬送費用**  
犯罪被害者の方の司法解剖を行ったご遺体で、ご遺族の方が搬送を希望される場合、ご希望の場所までの搬送費用を支出します。

※上記公費負担制度には、それぞれの項目について一定の要件があり、支出できない場合があります。詳しくは、警察県民センター犯罪被害者支援室までお問合せください。